

三島市立坂小学校いじめ防止等の基本方針

平成26年7月25日策定

令和4年9月30日改訂

I いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」であり、起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた児童の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。しかしながら、どの児童にもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校では、校長のリーダーシップのもと全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

1. いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
2. いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
3. いじめは大人には気付きにくく、判断しにくい形で行われる。
4. いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
5. いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
6. いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
7. いじめは携帯電話やパソコン等インターネットを通じて行われる誹謗中傷を含む。
8. いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

1. いじめ問題に取り組むための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」

①いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、教務主任、学級担任、事務官、栄養士による「いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は、年度当初と生徒指導会議（年3回）と兼ねて開催する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、学校運営協議会委員を含めて委員会を開催する。

②取組内容

- ・いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・いじめの状況把握及び分析
- ・いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援
- ・いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・三島市教育委員会の判断による、重大事態の調査等の実施
「三島市いじめ問題対策委員会による調査」
- ・その他いじめ防止に関わること

(2) 「生徒指導部会（いきいき指導部会）」

生徒指導主任を中心に、月1回児童の情報交換を行い、取り上げた方がよい事案がある場合は「いじめ防止対策委員会」の招集を求める。

(3) 「生徒指導情報交換」

- ①職員会議の中で、全教職員で児童の気になるあらわれについて、現状や指導についての情報の交換及び対応についての話し合い、いじめの未然防止に努める。
- ②児童に気になるあらわれがあるときは、職員打ち合わせ（週2回・状況によっては臨時）で情報交換し、全職員で対応する。

(4) 「坂小学校地域いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に地域で取り組むため、学校、PTA会長、学校運営協議会委員による「坂小学校地域いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は年度の初めと終わりに開催(学校運営協議会と兼ねる)し、必要に応じて招集する。

2. いじめの未然防止のための取組

(1) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

- ・すべての児童が授業に参加できる、活躍できる等「わかる授業」づくりをすすめる。
- ・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等を身に付ける。

②「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動

- ・「ほかほかことば」……温かく正しい言葉遣いをめざす。

学校の特色を生かした「なかよし(縦割)遠足」「福島県翁島小学校との交流」「農事体験」などの学校行事等を通して、人や自然、社会との関わりを豊かにする。

- ・児童会行事やなかよし活動(縦割による清掃・遊び等)における異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える特別活動の充実

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①人間関係づくり

コミュニケーションスキルを高めるための活動「心ほかほかタイム」を行ったり、友達のよいところを見つけをしたりすることで、よりよい人間関係づくりを推進する。

②道徳授業の充実

体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実を図る。

③人権教育の着実な推進

- ・年間指導計画に基づいて全校体制で実施する。
- ・教職員自ら不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気を付ける。

3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見に努める

- ①全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな変化を見逃さない感覚をみがく。「児童がいるところには、教職員がいる。」ことを心がける。
- ②定期的実施する生徒指導部会(いきいき指導部会)で気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席や遅刻が多かったり、欠席等の理由が気になったりする児童に対し、教職員の初期対応について共通化を図って取り組む(電話や家庭訪問等)。
- ③様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④年4回の「心ほかほかアンケート」と年2回の教育相談旬間を設け、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ(未解決)ゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行う。
- ⑥いじめの取組記録の保管や引継を確実にを行う。
- ⑦いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。深刻な事案は、すぐに報告する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには通常よりも家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
- ②「生徒指導部会(いきいき指導部会)」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
- ③学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関の相談窓口の利用も検討する。

III 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺企図、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合に、いじめられて重大事故に至ったという申立てが児童または保護者よりあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

1. 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。
2. 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。
 - (1) 学校が主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - (2) 学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ調査委員会」が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」はその調査に協力する。
3. 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (1) いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - (2) たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
4. いじめを受けた児童とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - (1) 調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）
 - (2) 関係者の個人情報に十分配慮する。
 - (3) 調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。
5. 調査結果を三島市教育委員会に報告する。なお、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

IV その他

1. 三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使ってアンケートを実施し、その結果を踏まえたいじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。
2. 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、児童の意見を取り入れたりする。また、本校全教職員が意識や理解を共有する機会とする。
3. 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等への対策

新型コロナウイルスをはじめとする感染症に関連する人権への配慮について、静岡県教育委員会の方針に沿って、以下の2点を指導していく。

- (1) 正しい情報に基づいて冷静に行動する

感染症に関連する様々な情報の中には不確かな情報や事実と異なる情報がある。氾濫する情報に翻弄されることなく、正確な情報を入手することが大切になってくる。そのために、信頼できる発信源であるかを確認するなどの情報モラル教育を推進していく。

万が一、身近なところで感染症が発生した場合には、冷静に適切な対応がとれるよう心掛けることの重要性を伝えていく。

(2) 相手の気持ちに思いを向けて行動する

相手の気持ちを想像することができなくなることは、いじめや差別などの人権侵害を引き起こす原因の一つとなる。インターネットを通じて他人の個人情報を流したり、誹謗中傷や無責任なうわさを広めたりすることも、人権侵害につながる。相互の顔は見えなくても、ルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切である。常に、人権に配慮した言動を心掛けるとともに、一人一人の言葉に丁寧に耳を傾け、それぞれが置かれている状況や心情に思いを向け、思いやりを持って行動できるに、人権教育を推進していく。

学校・家庭・地域等での悩み

子ども・保護者の教育相談窓口等

三島市教育委員会	055-983-2671
三島市立坂小学校	055-971-1231

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番 (法務省)	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談 (三島市小・中学校)	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市家庭児童相談室	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
沼津地区少年サポートセンター 一三島分室 (三島警察署)	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055-981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
静岡地方法務局沼津支局	子どもの人権問題についての相談	055-923-1201
こころの電話 (東部健康福祉センター)	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562
心の相談フォーム	みしまGIGAポータルサイト内相談窓口 (悩み事全般)	1人1台端末より投稿可能

【「いじめ・暴力」相談メールコーナー】

ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/
携帯サイト	http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/